



使用料及び手数料と経費の賦課について

Question

使用料及び手数料と経費の賦課の違いは何でしょうか？
またこれらを請求するうえで、気を付ける点を教えてください。

Answer

使用料及び手数料と経費の賦課にはそれぞれ使用目的や特徴が異なる部分がありますので注意が必要です。

・使用料及び手数料

中小企業等協同組合法（以下中協法）第13条「組合（企業組合を除く。）は、定款の定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。」とあります。これは共同購買等の経済事業に要する費用を調達するために用いられるものです。この調達に関しては経済事業を利用した組合員、利用しなかった組合員に不平等が生じないように、事業利用量に応じた負担とならなければなりません。その徴収については、定款の相対的の必要記載事項であるため、定款に何ら規定がない場合には、徴収することができません。尚、この経費の支払いについて組合員は、組合に対する債権との相殺を主張できます。

・経費の賦課

中協法第12条「組合（企業組合を除く。）は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。」とあります。これは組合全体の運営に必要な資金を経費として組合員に賦課することを意味しています。加えて、教育情報事業等の非経済事業についても組合員全体が共通に利益を受けるため、経費の賦課は非経済事業にも充てられます。その徴求については、総会または総代会の議決が必要です。尚、経費の賦課は上記の使用料及び手数料と違って、組合員は相殺をもって組合に対抗することはできません。組合員からの相殺を認めると、

組合運営の基本的な財源が断たれ、存続不能となるおそれがあるからです。

以上のように両者の性格は違いますが、組合運営のためには欠かせないものです。

・請求するうえで気を付ける点

まず1点目ですが、上記で説明した通り、使用料及び手数料と経費の賦課はその性格の違いや相殺の有無の点から、組合員に対してそれぞれ科目を分けて請求すべきです。更に中協法第59条第2項から組合事業の利用分量の算定は使用料及び手数料等の過徴額の割戻的な性格を持つと解釈されるため、それぞれの科目を正確に管理することは重要です。

2点目に組合員から賦課金（組免の賦課）が請求できなかった場合の会計上の処理方法について説明します。賦課金の原則的な基準は、総会における賦課金の徴収方法に基づいて、納期の到来した賦課金全額を未収金として計上し、以後賦課金の入金があった場合は未収金の入金として取り扱います。もちろん、未収金を計上せずに、入金都度、収益に計上する現金主義も認められますが、この場合でも、上記のように未収金として計上するほうが望ましいでしょう。なぜなら、賦課金の性格上、その回収に不安が残る場合がありますが、もし組合員の脱退があった場合、未収分と持分払戻額とを相殺することが可能であり、更に賦課金の納付を既に完了している他の組合員との平等性を考慮して、未収金として債権の所在を明らかにするべきです。